

方 針

- | | | |
|--------------|------|-------|
| 1. 合理化適正委員会 | 委員長 | 木村 俊哉 |
| 2. 浄化槽委員会 | 委員長 | 牧野 好晃 |
| 3. 循環資源委員会 | 委員長 | 関根 信 |
| 4. 事業・下水道委員会 | 委員長 | 吉村 英樹 |
| 5. 広報編集委員会 | 委員長 | 西村 博文 |
| 6. 全国環整連 | 青年部長 | 宮原 靖明 |

合理化適正委員会

委員長
木村 俊哉

平成 29 年度 合理化適正委員会 活動方針及び活動計画

1. 目的

- 一 合理化協定の作成、締結
- 二 不法・不当な新規許可の阻止

2. 活動計画

- 1 市町村に合理化事業計画の確認
- 2 合特法及び関連通知の研修

浄化槽委員会

委員長
牧野 好晃

平成 29 年度 浄化槽委員会 活動方針及び活動計画

1. 目的

- 一 下水道以上の水環境地域保全
- 二 良好な処理水質を確保する

2. 活動計画

- 1 浄化槽法の順守
- 2 浄化槽法及び関連通知の研修
- 3 タブレットによる維持管理システムの確立

〔浄化槽法〕

昭和 58 年 5 月 18 日 法律第 43 号

(浄化槽管理者の義務)

第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める場合に
あつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければ
ならない。

〔浄化槽法施行規則〕

昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号

(保守点検の回数の特例)

第 6 条

2 浄化槽に関する法第 10 条第 1 項 の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、
次の表に掲げる期間ごとに 1 回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、 嫌気ろ床接触ばつ気方式又は 脱窒ろ床接触ばつ気方式	1 <u>処理対象人員が 20 人以下の浄化槽</u>	<u>4 月</u>
	2 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	3 月
活性汚泥方式		1 週
回転板接触方式、 接触ばつ気方式又は 散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有 する浄化槽	1 週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整 槽を有する浄化槽（1 に掲げるものを除く。）	2 週
	3 1 及び 2 に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（尿）尿 浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302）」に定めるところによるものとする。この場合 において、1 未満の端数は、切り上げるものとする。		

3 環境大臣が定める浄化槽については、前 2 項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数と
する。

4 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前 3 項の規定にかかわらず、
必要に応じて行うものとする。

浄化槽清掃業許可の技術上の基準

昭和 58 年 5 月 18 日 法律第 43 号公布

〔浄化槽法〕

第 35 条（許可）

浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

第 36 条（許可の基準）

市町村長は、前条第 1 項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 1 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

〔浄化槽法施行規則〕

第 11 条（浄化槽清掃業の許可の技術上の基準）

法第 36 条第 1 号 の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具を有していること。
- 2 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
- 3 パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
- 4 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び 2 年以上実務に従事した経験を有していること。

廃掃法の解説（昭和 59 年 6 月 1 日 第 5 版）

〔廃掃法〕第 9 条第 4 項（し尿浄化槽清掃業）

第 1 項の許可を受けた者は、厚生省令で定める技術上の基準に従い、し尿浄化槽の清掃を行わなければならない。

〔廃掃法施行規則〕第 7 条第 9 号（し尿浄化槽の清掃の技術上の基準）

し尿浄化槽の点検及び清掃の記録を 2 部作成し、一部をし尿浄化槽の管理者に交付し、一部を自ら 3 年間保存すること。

〔解説〕

第 9 号でいう点検は、保守点検業者の行う点検ではなく清掃業者が清掃に先立って行う点検をいうものであるが、これらの記録の作成は、し尿浄化槽を一時的、単発的に見て清掃行為を行うのではなく、経時的に管理する必要性から義務付けられているものである。

維持管理業務の連携

抜 粋

環廃対発第 060517001 号

平成 18 年 5 月 17 日

各都道府県・政令市浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室長

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について

浄化槽行政の推進については、かねてから御高配いただいているところである。

さて、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会においては、平成 17 年 8 月の中間取りまとめ以降、浄化槽の維持管理に係る業務の在り方、国民への普及啓発の一層の推進及び単独処理浄化槽の対策について審議が行われてきたところであるが、今般、別添のとおり現時点における議論の整理が行われたところであり、その概要等は下記のとおりであるので、貴都道府県・市におかれとも参考にされたい。

なお、同専門委員会においては、引き続き浄化槽に関する今後の方向性について審議が行われているところであるので、併せて御承知おきいただきたい。

おって、貴管下市町村に対する周知方よろしく願います。

記

第 1 浄化槽の維持管理に係る業務の在り方

1 透明性・説明責任性の向上

(1) 浄化槽全般に関する理解の促進

～省略～

(4) 業務の連携

保守点検、清掃及び法定検査の連携が不十分であるため、使用者等にとって、各々の業務の時期、内容、必要性やそれぞれの関係について理解しづらくなっており、使用者等の不信感を醸成することにもつながっていることから、業者間の十分な連絡を図ることはもちろん、保守点検や清掃の作業内容・結果を指定検査機関に集積することを検討することが必要であるなどとされたこと。

これによれば、上記の趣旨を踏まえた検討を行うとともに、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査について、更に連携を深め、組織的な維持管理体制の整備を図ることが望ましいと考えられること。

浄化槽保守点検回数について

環境省の結論

平成 18 年 5 月 17 日

「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について」

(廃棄物対策課浄化槽推進室長通知 抜粋)

「通常の使用状態において、保守点検業者が定められた期間中に 1 回を超えて保守点検を行うことが使用者等に不信感や負担感を与えているのではないかとの意見があることから、このような場合には保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性和作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に 1 回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられる」

平成 28 年 3 月 10 日

「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会 提言」(抜粋)

「法律で定められた保守点検回数(20 人以下の浄化槽 年間 3 回)を超えて「以上」の回数を行う場合は「保守点検回数及びその内訳の妥当性は基本的に保守点検業者等が説明に努めるべきであり、使用者への丁寧な説明が重要である」とした。

全国環整連 浄化槽維持管理実施サイクル

浄化槽（小型合併）20人槽以下の場合

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作業名	清掃	○											
	保守点検			△				△				△	
	法定検査								11条検査				

【清掃】

目的：放流水質悪化の予防、低下した浄化槽の機能を回復する作業および早期立ち上がりのための調整

※全国新清掃記録票により1年間の水質・汚泥の生成状況を確認し、維持管理および処理状況に対する総合的な判断を行う。

清掃月の設定：清掃の月は「使用開始月」より12ヶ月後の1月とする。

【保守点検】

目的：浄化槽の機能維持及び水質向上を目的とする作業。

点検月の設定：保守点検月は「清掃月」より2ヶ月後に設定し、その後は4ヶ月毎（省令回数）に法定通りの設定とする。

【法定検査】

目的：良好な水質維持のため、適正な対処方法を清掃・保守点検業者に具体的に指示し、機能維持・回復を図る。

検査月の設定：11条検査の月は「清掃月」より7ヶ月後の、8・9・10月の3ヶ月の間とする。

【一括契約】：清掃・保守点検・法定検査業務の一括契約（一括契約）による料金支払の簡便化により設置者サービスに努め三業種の管理連携により良好な水質を維持する。

合併処理浄化槽 保守点検 記録票 (20人槽以下)

3年間保存

サイン 清流

保守点検実施日	平成27年 8月 20日		作業時刻	9:46 ~ 10:28		天候	曇	
らくらく番号	1234560		建築物用途	住宅		契約種別	らくらく・単契約	
使用者名又は施設名称 設置場所 浄化槽管理者(設置者)	清流 太郎様 岐阜県岐阜市 清流 太郎様		電話番号	123-456-7890		契約日	H24年10月01日	
保守点検業者名	浄化槽管理株式会社 (岐阜市長登録番号 第123号)		電話番号	123-456-7890		契約開始月	H24年10月	
清掃業者名	環境清掃株式会社		電話番号	123-234-5678		地固番号	10 A-1	
設置浄化槽情報	メーカー名	フジクリーン工業株式会社	型式	CE	処理方式	小型合併 性能評価型 窒素除去型		
生涯機能保証登録他	容量	2.063 m ³	人槽	5人	水道の種類	①・井水等		
	プロタイプ	MAC60R	プロ交換日		付帯設備	流入・放流・油断分離槽・②		
	登録No.	岐12-12345	みず再生施設	-	プロ交換日	H26/04/30		
					警報器No.	S123456		

測定項目 (適正基準)			処理水質			2次処理装置			1次処理装置2室			1次処理装置1室		実使用 人 員	水道メー ター 読み値	日平均 汚水量	ブロウ 風量						
			透視度 (0.0m以上)	pH (5.6~8.6)	残留塩素	槽内水温	DO	堆積汚泥	流出水 透視度	スカム厚	堆積汚泥	スカム厚	堆積汚泥										
経時的 データ	清掃	H26年10月14日	18	7.4	-	20℃	-	5	13	0	27	25	40	4人	1556.3	1.04	-						
	保守	H26年12月17日	37	7.4	0.1	18℃	5.9	2	22	0	9	2	18	4人	1623.3	1.04	65/-						
	保守	H27年04月21日	31	7.3	0.3	21℃	4.7	5	17	0	12	10	30	4人	1752.6	1.03	62/-						
	法定	H27年06月19日	18	7.2	0.2	25℃	3.8	10	14	0	17	14	36	4人	1814.1	1.04	-						
	今回保守点検時		35	7.2	0.2	29℃	3.0	15	20	1	21	22	38	4人	1878.8	1.04	62/-						
清掃からの申し送り事項						法定検査との申し送り事項						その他水質項目											
10/14 強制攪拌(1次処理2室)を行いました。 10/14 逆流作業(2次処理)を行いました。 10/14 循環水量、変更しませんでした。 10/14 放流バルブ、変更しませんでした。 10/14 2次処理、全量引接を実施しました。						検査判定結果 H27/06/19 ①・不適正 判定基準 透視度15度未満 (不可) 06/19(法→保)透視度30度未満で措置が必要です。 06/19(法→保)逆流の実施 06/19(法→保)2次処理汚泥の移送 06/25(保→法)逆流後、汚泥移送を指示通り実施しました。 06/25(保→法)2次処理、強制攪拌を実施しました。						NO _x -N NO _x -N NH ₄ -N PO ₄ -P											
												04/21		①・-		1.0		3.0		-			
												08/20		①・-		2.0		1.0		-			
												消毒薬の補充及び名称						ハイライトL-90					
												前回補充量		2 錠		残留量		8 錠		補充量		4 錠	

点検項目及び作業内容										
駆体 ・ スラブ ・ マン ホール	マンホール等の破損状況	A	各単位 装 置 (共通)	1次処理2次処理		固 体 流動槽	担体の状況(摩耗等)		/	
	スラブの変形・破損等	A		衛生害虫の発生状況	A		A	担体の流動状況		/
	駆体の変形・破損・浮上・沈下・水平	A		臭気発生状況	A		A	担体の充填状況		/
	荷重(槽上部)の状況	A		槽内水の越流状況	A		A	担体の状況(摩耗等)		/
管 渠	漏水の状況	A	1 次 処 理 (共通)	水位上昇の状況	A	生 物 ろ過槽	ろ過装置流入部の水位	/	/	
	雨水・土砂の混入の状況	A		短絡水流の状況	A		A	逆流装置の作動状況	/	/
	管渠の破損・接合状況	A		隔壁・内部設備の破損状況	A		A	逆流装置の設定	/	/
	雨水・地下水・土砂の流入状況	A		流入水の状況(異物・油類等の混入)	A		A	担体の充填状況	/	/
ブ ロ ウ 制御機器 ・ 空気配管	流入管渠の勾配の状況	A	好気性 生 物 反応槽 (共通)	第1室の状況	A	沈 降 槽 ・ 処理水槽	越流せきの水平・固定状況	/	/	
	放流管渠の勾配の状況	A		第2室の状況	A		A	スカムの状況	2	B
	放流先からの逆流状況	A		移流口等の状況	/		/	汚泥の堆積状況	/	B
	ブロウの作動状況	A		ばっ気の状況	/		/	スカム・汚泥の状況	A	A
各装置 の状況	ブロウフィルターの状況・掃除等	A	微小後生動物の増殖状況	ばっ気攪拌の状況	A	消 毒 槽	消毒剤の接触状況	A	A	
	制御・安全機器の作動状況	/		空気配管等の状況(閉塞・破損)	A		A	自動制御機器の作動状況	/	/
	ブロウ停止警報器の作動状況	A		微小後生動物の増殖状況	A		A	流入ポンプの作動状況	/	/
	埋設空気配管の閉塞・破損の状況	A		発泡の状況	A		A	放流ポンプの作動状況	/	/
各装置 の状況	循環装置の作動状況	A	接 触 ばっ気槽	接触材・移流部の状況	A	流 入 放 流 ポンプ 槽	配管及び配線(漏電等)の状況	/	/	
	移送装置の作動状況(逆流時)	/		剥離汚泥の状況	A		A	スカム及び汚泥の堆積状況	/	/
	流量調整装置の作動状況	/		生物膜の状況	A		A			
	配管内スライム付着状況・洗浄等	A		逆流装置の作動状況	A		A			

H26年08月19日		清掃への申し送り事項				保守点検の結果及び、報告事項	
項目	点検時の運転調整内容			次回清掃時の設定			1. 処理水質、設備に異常ありません。 ② 機能回復のための調整、処置を行いました。このままご使用ください。 3. 改善点があります。
循環水量	前回設定値	調整前	調整後	無・①	停止	0.6	
移送水量	-	-	-	無・有	停止	-	
流量調整量	-	-	-	無・有	停止	-	
空気速がし	停止・全開から	回転	回転	無・有	停止・全開から	回転	
逆流バルブ	回 / 日	分 / 回	(:) (:) (:)	無・有	回 / 日	分 / 回	
確認・依頼事項							
引 技 方 法	1次処理装置1室	①・堆積汚泥	強制攪拌	1次処理(1室・2室)・2③処理			
	1次処理装置2室	①・堆積汚泥	漏水確認	1次処理(1室・2室)・2次処理・ポンプ槽			
	2次処理装置	全量・堆積汚泥・生物膜保護	その他確認	隔壁破損・配管破損・ろ材設備・ポンプ故障			
その他清掃への申し送り事項 放流バルブ80%→85%に変更して下さい。							

A: 正常です、調整(掃除)しました B: 処置又は、部品交換を行い改善しました C: 要観察、様子をみます D: 修理等の改善が必要です

合併処理浄化槽 清掃 記録票 (20人槽以下)

3年間保存

サイン 清流

清掃実施日	平成27年 10月 13日		作業時刻	13:08 ~ 14:10		天候	晴	
らくらく番号	1234560		建物用途	住宅		契約種別	らくらく・単契約	
使用者名又は施設名称	清流 太郎様		電話番号	123-456-7890		契約日	H24年10月01日	
設置場所	岐阜県岐阜市		電話番号	123-456-7890		契約開始月	H24年10月	
浄化槽管理者(設置者)	清流 太郎様		電話番号	123-456-7890		地図番号	10 A-1	
清掃業者名	環境清掃株式会社		電話番号	123-234-5678		担当者名	環境二郎	
保守点検業者名	浄化槽管理株式会社		電話番号	123-123-4567				
設置浄化槽情報	メーカー名	フジクリーン工業株式会社	型式	CE	処理方式	小型合併 性能評価型 窒素除去型		
容量	2.063 m³	人槽	5人	水道の種類	水道・井水等	付帯設備	流入・放流ポンプ・油脂分離槽	
生涯機能保証登録他	登録№	岐12-12345	みず再生施設	-	アロジール№	-	警報器№	S123456

測 定 項 目 (適 正 基 準)			処理水質		2次処理装置		1次処理装置2室			1次処理装置1室		実使用 人 員	水道メーター 読み値	日平均 汚水量	
			透視度 (30度以上)	pH (5.8～8.6)	槽内水温	堆積汚泥	流出水 透視度	スカム厚	堆積汚泥	スカム厚	堆積汚泥				
経時的データ	清掃	H26年10月14日	18度	7.4	20℃	5cm	13度	0cm	27℃	25cm	40cm		4人	1556.3m³	1.04m³/日
	保守	H26年12月17日	37度	7.4	18℃	2cm	22度	0cm	9℃	2cm	18cm		4人	1623.3m³	1.04m³/日
	保守	H27年04月21日	31度	7.3	21℃	5cm	17度	0cm	12℃	10cm	30cm		4人	1752.6m³	1.03m³/日
	法定	H27年06月19日	18度	7.2	25℃	10cm	14度	0cm	17℃	14cm	36cm		4人	1814.1m³	1.04m³/日
	保守	H27年08月20日	35度	7.2	29℃	15cm	20度	1cm	21℃	22cm	38cm		4人	1878.8m³	1.04m³/日
今回清掃時			32度	7.3	21℃	15cm	17度	1cm	20℃	28cm	33cm	4人	1934.5m³	1.03m³/日	

保守点検からの申し送り事項

保守点検時設定内容
08/20 循環水量1.0L/分

清掃への依頼事項
08/20 循環水量0.6L/分に変更して下さい。
08/20 強制攪拌(2次処理)を実施して下さい。
08/20 放流バルブ80%→85%に変更して下さい。
08/20 2次処理、堆積汚泥の引抜きを実施して下さい。

法定検査との申し送り事項

検査判定結果 H27/06/19 適正・不適正
判定基準 透視度15度未満(不可)
06/19(法→保)透視度30度未満で措置が必要です。
06/19(法→保)逆流の実施
06/19(法→保)2次処理汚泥の移送
06/25(保→法)逆流後、汚泥移送を指示通り実施しました。
06/25(保→法)2次処理、強制攪拌を実施しました。

清掃時の点検及び作業内容				清掃項目	清掃汚泥量	使用車両
異常な臭気	●・有	下水臭・腐敗臭・()		1次処理装置第1室	(全) 0.75 m³	[汚泥濃縮車] 1台
流入水異常	●・有	水量過多・油類過多・洗剤過多・異物混入		1次処理装置第2室	(全) 0.75 m³	
管渠の異常	●・有	【流入管】滞留・破損・勾配不良・弁破損		2次処理装置	(適) 0.30 m³	[バキューム車] 軽車 1台 軽車 1台 軽車 1台
		【放流管】滞留・破損・勾配不良・弁破損・逆流		流入・放流ポンプ槽		
ブロワ異常	●・有	停止・振動・騒音・発熱		[]		
警報器異常	●・有	作動不良・騒音・発熱・警報発報		洗浄水	0.20 m³	[給水車] 軽車 1台
本体の漏水	●・有	1次処理(1室・2室)・2次処理・消毒槽・ポンプ槽		引抜き量合計	2.00 m³	汚泥処分先
設備異常	●・有	変形・破損・異常水位跡・隔壁破損		汚泥搬出量	0.80 m³	環境衛生施設
		異物流出・ろ材(脱落・浮上)・配管類破損 マンホール等・ポンプ故障		清掃時汚泥調整内容		張り水(種類)
逆流作業	無・●	1次処理・2次処理		移送水量	0.00 m³	再中水水水水
強制攪拌作業	無・●	1次処理1室・1次処理2室・2次処理		汚泥濃縮車再生水量	1.20 m³	処理場水その他
設備洗浄	マニピュレータ・ポンプ・配管及び装置類・槽内等・流入弁・放流弁			【再生水の水質】	透視度 50度 pH 7.7	100%確認 []

H26年10月14日				保守点検への申し送り事項				清掃結果の判定及び、報告事項				
項目		前回保守点検時の設定		今回清掃時の設定				1. 清掃作業を実施し、機能を回復しました。 ② 清掃後、処置・調整をしました。 このままご使用ください。 3. 改善点があります。保守点検業者に連絡します。				
循環水量		1.0 L/分		変更の有無	無・① 停止・0.6 L/分							
移送水量		L/分			無・有 停止・ L/分							
流量調整		L/分			無・有 停止・ L/分							
空気逃がし		停止・全開から 回転			無・有 停止・全開から 回転							
逆流タイマー		回 / 日 分 / 回 (:) (:) (:)		変更の有無	無・有 回 / 日 分 / 回 (:) (:) (:)							
引抜状況		1次処理装置第1室			全量・堆積汚泥		2室 全量・堆積汚泥					
		2次処理装置		全量・堆積汚泥・生物膜保護								
その他保守点検への申し送り事項												
放流バルブ80%→85%に変更しました。												

浄化槽法定検査結果書（11条検査 合併50人槽以下）

発行日 平成27年7月19日

〒 000-0000

岐阜県岐阜市〇〇町〇〇番地

清流 太郎

様

浄化槽No. 1111111

検査日時 平成27年7月19日 10:23～11:04

指定検査機関

一般財団法人 岐阜県環境管理技術センター

〒500-8357 岐阜市六条大溝4丁目13番6号

岐阜支所 TEL 058-276-0321

検査員 環境 増田

設置場所 名称	清流 太郎	設置場所 住所	岐阜県岐阜市〇〇町〇〇番地
設置年月日	平成24年10月1日	処理対象人員	5 人 実使用人員 4 人
使用開始年月日	平成24年10月6日	構造区分	工場生産 新構造
建築物用途	住宅	処理方式	合併 性能評価型 窒素除去型
放流先	側溝	メーカー	フジタリーン工業㈱
付帯設備	無	型式	CE
水道の種類	水道	処理目標水質	BOD 20mg/L以下
工事業者名	浄化槽設備㈱	みず再生施設	
管轄行政機関	岐阜市 自然環境課	生計機能保証登録No.	岐 12-12345
らくらく契約日	平成24年10月1日	警報器No.	S123456
保守点検業者名	浄化槽管理㈱	環境清掃㈱	
	作業予定月 4 8 12 月	作業予定月	10 月

◆検査結果

適正	透視度30度未満のため保守点検へ連絡しておきます。 (措置内容)逆洗の実施 (措置内容)2次処理汚泥の移送
----	---

1. 書類検査

検査項目	保守点検	清掃
記録の保存	有	有
回数	3回/年	1回/年
内容	良	良

2. 水質検査

測定項目			処理水質			2次処理装置			1次処理装置2室			1次処理装置1室			日平均汚水量 (m³/日)
			透視度	pH	残留塩素	水温	DO	堆積汚泥	液面水透視度	スカム厚	堆積汚泥	スカム厚	堆積汚泥		
経過	保守	平成26年4月23日	15 度	7.3	0.2 mg/L	24 ℃	6.5 mg/L	3 cm	11 度	0 cm	23 cm	15 cm	35 cm	1.03	
	法定	平成26年6月23日	15 度	7.3	0.2 mg/L	24 ℃	6.5 mg/L	3 cm	11 度	0 cm	23 cm	15 cm	35 cm	1.03	
	保守	平成26年8月19日	27 度	7.1	0.2 mg/L	29 ℃	5.2 mg/L	3 cm	20 度	0 cm	20 cm	22 cm	38 cm	1.05	
	清掃	平成26年10月14日	18 度	7.4	- mg/L	20 ℃	- mg/L	5 cm	13 度	0 cm	27 cm	25 cm	40 cm	1.04	
	保守	平成26年12月17日	37 度	7.4	0.1 mg/L	18 ℃	5.9 mg/L	2 cm	22 度	0 cm	9 cm	2 cm	18 cm	1.04	
	保守	平成27年4月21日	31 度	7.3	0.3 mg/L	21 ℃	4.7 mg/L	5 cm	17 度	0 cm	12 cm	10 cm	30 cm	1.03	
今回法定検査時			18 度	7.2	0.2 mg/L	25 ℃	3.8 mg/L	10 cm	14 度	0 cm	17 cm	14 cm	36 cm	1.04	
判断			可	良	良		良								

3. 外観検査 全75項目のうち下記の検査項目を特出しています。

検査項目	判断	検査項目	判断	検査項目	判断
(1)水平の状況	良	(13)ポンプ設備の固定状況	良	(26)流入管渠及び放流管渠の設置状況	良
(2)浮上または沈下の状況	良	(14)接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	良	(27)送風機の設置状況	良
(3)破損または変形の状況	良	(15)ばっ気装置の固定状況	良	(28)増設渠等の状況	良
(4)漏水の状況	良	(17)汚泥移送装置及び汚泥移送装置の固定状況	良	(52)消毒槽の汚泥の堆積、スカムの生成状況	良
(5)溢流の状況	良	(18)循環装置の固定状況	良	(61)放流ポンプ槽の汚泥の堆積、スカムの生成状況	良
(7)嵩上げの状況	良	(19)逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	良	(66)汚泥の流出状況	良
(8)浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	良	(21)消毒設備の固定状況	良	(73)消毒剤の有無	良
(9)雨水の流入状況	良	(22)越流せきの固定状況	良	(74)処理水と消毒剤の接触状況	良
(11)その他の特殊な排水の流入状況	良	(23)隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	良	() () () ()	

4. 前回の検査結果と3業種間の申し送り事項

前回検査結果と保守点検からの返信	保守点検から清掃への申し送り	清掃から保守点検への申し送り
検査日 平成26年6月23日		
検査結果 適正		
6/23 透視度30度未満で措置が必要です。	8/19 循環水量、変更しないで下さい。	10/14 強制攪拌(1次処理2室)を行いました。
6/23 攪拌水流を弱くして下さい。	8/19 放流バルブ、変更しないで下さい。	10/14 逆洗作業(2次処理)を行いました。
6/23 循環水量を少なくして下さい。	8/19 2次処理、全量引抜をしてください。	10/14 循環水量、変更しませんでした。
【保守点検からの返信】		10/14 放流バルブ、変更しませんでした。
6/27 指示通り実施しました。		10/14 2次処理、全量引抜を実施しました。
6/27 放流バルブ60%→80%に変更しました。		
6/27 循環水量2.4L/分→1.0L/分に変更しました。		

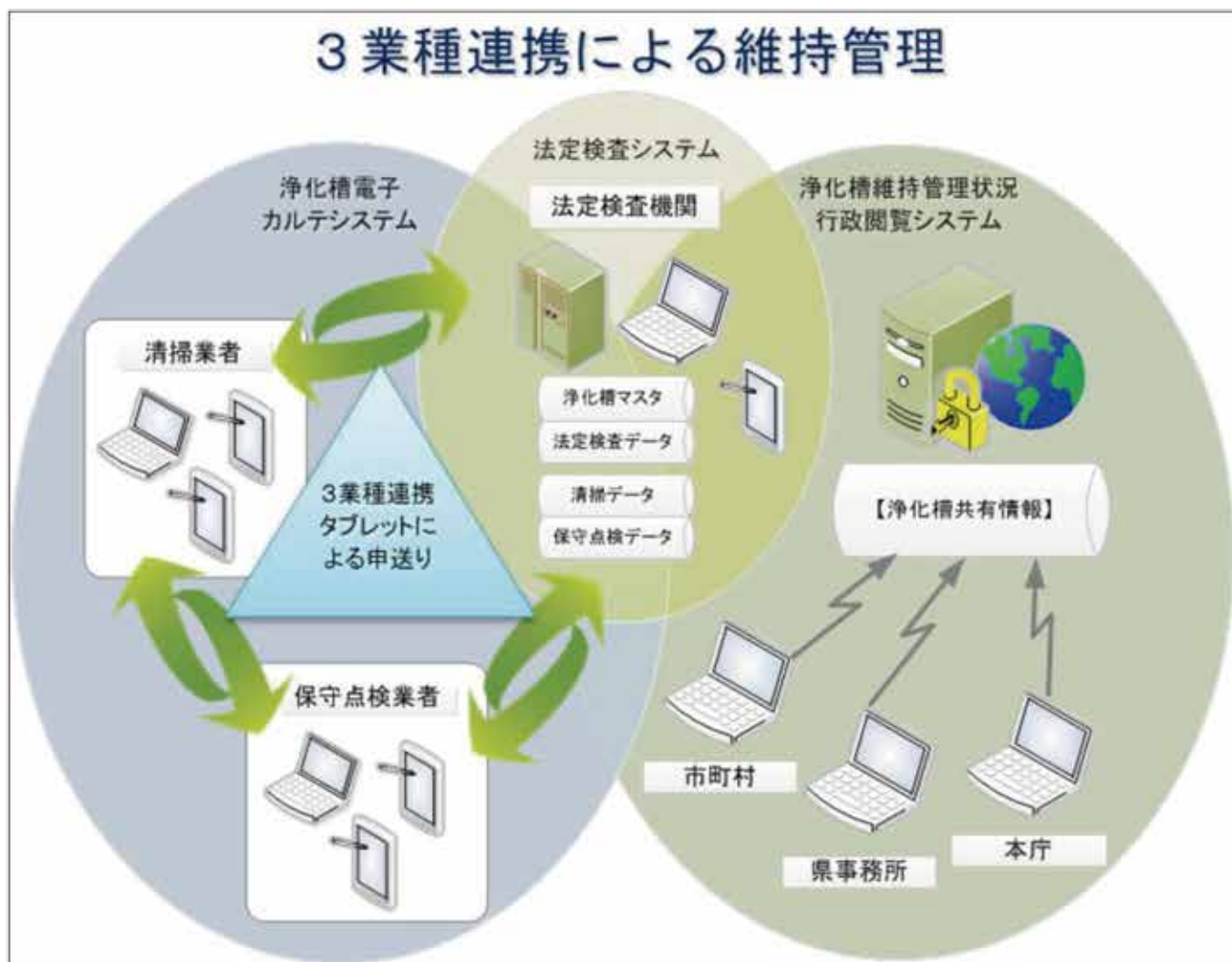


タブレット入力風景



記録票印刷状況

3業種連携による維持管理



経時的データのスクロール機能(水質項目及び申し送り事項)

docomo

c999!

m

72%

測定項目 (適正基準)	処理水質			2次処理装置			1次処理装置 2室			1次処理装置 1室			実使用 人員	水道メータ 読み値	日平均 汚水量	ブロウ 風量
	透視度 (30cm以上)	pH (5.8~ 8.6)	残留塩素	槽内水温	DO	堆積汚泥	流出水 透視度	スカム厚	堆積汚泥	スカム厚	堆積汚泥					
保守	H26年08月19日	27 cm	7.1	0.2 mg/L	29 °C	5.2 mg/L	3 cm	20 cm	0 cm	20 cm	22 cm	38 cm	4 人	1438.3 m	1.03 m ³ /日	63 L/分
清掃	H26年10月14日	18 cm	7.4	- mg/L	20 °C	- mg/L	5 cm	13 cm	0 cm	27 cm	25 cm	40 cm	4 人	1556.3 m	1.04 m ³ /日	- L/分
保守	H26年12月17日	37 cm	7.4	0.1 mg/L	18 °C	5.9 mg/L	2 cm	22 cm	0 cm	9 cm	2 cm	18 cm	4 人	1623.3 m	1.04 m ³ /日	85 L/分
保守	H27年04月21日	31 cm	7.3	0.3 mg/L	21 °C	4.7 mg/L	5 cm	17 cm	0 cm	12 cm	10 cm	30 cm	4 人	1752.6 m	1.03 m ³ /日	62 L/分
法定	H27年06月19日	18 cm	7.2	0.2 mg/L	25 °C	3.8 mg/L	10 cm	14 cm	0 cm	17 cm	14 cm	36 cm	4 人	1814.1 m	1.04 m ³ /日	- L/分
今回保守点検時		16 cm	7.1	0.2 mg/L	29 °C	3.0 mg/L	13 cm							1878.8 m	1.04 m ³ /日	62 L/分

経時的データはスクロールして確認出来る

清掃からの申し送り事項

H23/10/10 逆流作業(2次処理)を行いました。

H23/10/10 循環水量、変更しませんでした。

H23/10/10 放流バルブ、変更しませんでした。

H23/10/10 2次処理、全量引抜を実施しました。

H24/10/12 強制攪拌(1次処理2室)を行いました。

H24/10/12 逆流作業(2次処理)を行いました。

H24/10/12 循環水量、変更しませんでした。

H24/10/12 放流バルブ、変更しませんでした。

H24/10/12 2次処理、全量引抜を実施しました。

H25/10/17 強制攪拌(1次処理2室)を行いました。

H25/10/17 逆流作業(2次処理)を行いました。

H25/10/17 循環水量、変更しませんでした。

H25/10/17 放流バルブ、変更しませんでした。

H25/10/17 2次処理、全量引抜を実施しました。

H26/10/14 強制攪拌(1次処理2室)を行いました。

H26/10/14 逆流作業(2次処理)を行いました。

法定検査との申し送り事項

検査判定結果 H27/06/19 適正・不適正

判定基準 透視度15度未満(不可)

H24/06/10(法→保)循環水量を少なくする

H24/06/13(点→法)指示通り実施済み

H24/06/13(点→法)放流バルブ60%→80%に変更

H24/06/13(点→法)循環水量2.4L/分→1.0L/分に変更

H25/06/16(法→保)透視度30度未満で措置が必要です

H25/06/16(法→保)攪拌水流を弱くする

H25/06/16(法→保)循環水量を少なくする

H25/06/19(点→法)指示通り実施済み

H25/06/19(点→法)放流バルブ60%→80%に変更

H25/06/19(点→法)循環水量2.4L/分→1.0L/分に変更

その他水質項目

	NO ₂ -N	NO ₃ -N	NH ₄ -N	PO ₄ -P
H26/12/17	+・	mg/L	mg/L	mg/L
H27/04/21	+・	1.0 mg/L	3.0 mg/L	- mg/L
H27/06/19	+・	1.0 mg/L	3.0 mg/L	- mg/L
H27/08/20	+・	1.0 mg/L	6.0 mg/L	- mg/L

消毒薬の補充及び名称

ハイライトL-90

前回補充量	残留量	補充量
2	8	4

3業種の申し送り内容はスクロールして過去のものも確認出来る

過去の点検記録票を確認

点検項目及び作業内容

部位・スラブ・マンホール	各単位装置(共通)	1次処理		2次処理		担体の状況(磨耗等)
		1次処理	2次処理	1次処理	2次処理	
マンホール等の破損状況	A					/
スラブの変形・破損等	A					/
躯体の変形・破損・浮上・沈下・水平	A					/
荷重(槽上部)の状況	A					/
漏水の状況	A					/

●●●● docomo 72%

清掃への申し送り事項				保守点検の結果及び、報告事項	
項目	点検時の運転調整内容			次回清掃時の設定	
	前回設定値	調整前	調整後		
循環水量	1.0 L/分	1.0 L/分	1.0 L/分	無有	停止 0.6 L/分
汚泥移送量	- L/分	L/分	L/分	無有	停止 L/分
流量調整量	- L/分	L/分	L/分	無有	停止 L/分
空気逃がし	停止 全閉から L/分 回転			無有	停止 全閉から L/分 回転
逆洗タイマ	L 回 / L 日 L 分/回 (L : L) (L : L) (L : L)			無有	L 回 / L 日 L 分/回 (L : L) (L : L) (L : L)
確認・依頼事項					
1次処理装置1室	(全)	全量 堆積汚泥	強制攪拌	1次処理1室 1次処理2室 2次処理	

1. 処理水質、設備に異常ありません。

2. 機能回復のための調整、処置を行いました。このままご使用ください。

3. 改善点があります。

○全国環整連水再生システム運用状況

全 国
平成29年10月現在

組合員名	組合員数 〔浄化槽〕	水再生システム					備 考		
		ソフト（社）	タブレット（社）	タブレット数（台）	最終審査済	認証数	法定検査		
1 北海道	23								
2 青森県	40	12	4	21	6	総合認証 B 1 技術認証 B 5	○		
3 秋田県	52	20	1	1	1	技術認証 B 1			
4 岩手県	43	14	1	6	2	技術認証 B 2			2社更新（9月12日）
5 山形県	44	6	1	1	2	技術認証 B 2			
6 宮城県	15	16							
7 福島県	98	3							
8 新潟県	82	5							
9 山梨県	23	21	6	18	2	技術認証 B 2			研修会予定
10 静岡県	31	3					○		放注単位で研修会予定
11 岐阜県	50	54	54	453	19	総合認証 A 49 技術認証 B 1	○		1社新規予定
12 三重県	49	18	1	5	2	総合認証 B 1 技術認証 B 2	○		
13 滋賀県	28	24	1	3	6	総合認証 B 4 技術認証 B 2			
14 京都府	18	18	4	8	14	総合認証 A 1 総合認証 B 6 技術認証 B 7			随時更新審査
15 大阪府	2						○		
16 奈良県	3	4					○		
17 和歌山県	78	22	12	46	2	総合認証 B 2	○		2社更新審査予定 10月新規予定
18 兵庫県	16	20	1	2	2	技術認証 B 1	○		
19 鳥取県	2	1							
20 広島県	49	52		6	11	総合認証 A 11			
21 山口県	1	1							1社新規審査中
22 徳島県	13	9			1	総合認証 B 1 技術認証 B 1			研修会実施予定
23 高知県	15	12			3	技術認証 B 3			2社更新（9月12日）
24 愛媛県	1	1							
25 福岡県	9	8			2	総合認証 B 2			
26 佐賀県	12	10	2	14			○		
27 千葉県	2	1	1	24					
合計	799	416	88	608	105	総合認証 A 62 総合認証 B 17 技術認証 B 27	9		

※ し尿・ごみ専業者除く

※ 導入検査機関 埼玉県・愛知県2機関・富山県・島根県・宮崎県・石川県

※ タブレット導入 愛知県1社3台・福井県2社4台

循環資源委員会

委員長
関根 信

平成 29 年度 循環資源委員会 活動方針及び活動計画

1. 目的

- 一 適正業務確保のため適正料金推進

2. 活動計画

- 1 処理困難物の調査研究
- 2 リサイクルの研究
- 3 廃棄物管理システムの推進
- 4 処理料金の原価計算

事業・下水道委員会

PDF保存[最小サイズ]

委員長
吉村 英樹

平成 29 年度 事業・下水道委員会 活動方針及び計画

1. 目的

- 一 下水道・農集排維持管理業務の受託
- 二 汚泥処理業務の受託

2. 活動計画

- 1 受託に必要な資格の取得に関する講習

広報編集委員会

委員長
西村 博文

平成 29 年度 広報・編集委員会 活動計画

1. 目的

- 一 組合活動を広報する

2. 活動計画

- 1 広報環整連の発行
- 2 ホームページの更新

全国環整連 青年部

青年部長

宮原 靖明

平成 29 年度 青年部会 活動方針及び活動計画

1. 目的

- 一 後継者の育成、強化

2. 活動計画

- 1 協同組合法の研修
- 2 原価計算の積算講習
- 3 各委員会に所属

本 会 議

次第

1. 開会
2. 会長所信
3. 政府に対する要望決議
4. 大会スローガン
5. 大会宣言
6. 次期開催地発表
7. 大会旗継承
8. 次期開催地理事長挨拶
9. 万歳三唱
10. 閉会の辞
11. 閉会

会 長 所 信

全国環境整備事業協同組合連合会

会 長 玉 川 福 和

平成29年度 政府に対する要望決議(案)

- 一、東日本大震災で、下水道は壊滅的な被害を受けトイレが使用不能となった。南海トラフ巨大地震の発生が想定される中、国土強靱化対策の一環として避難場所には浄化槽の設置を義務付けられたい

(環境省：浄化槽委員会)

- 一、環境省は「保守点検の技術上の基準を踏まえつつその必要性和作業内容を詳細に説明すべきであり、定められた期間中に1回を超えて保守点検を行うにもかかわらず当該基準に照らし説明できないことは望ましくないと考えられる」と示していることから浄化槽管理者に対する説明責任の指導強化を図られたい

(環境省：浄化槽委員会)

- 一、浄化槽の維持管理は、経時的な管理や連携した維持管理が必要であると「廃掃法の解説」や「H18.5.17付中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について」で示されていることから、経時的かつ連携が図れる記録票の明示、電子化を用いた浄化槽維持管理情報の一元管理を図るよう指導されたい

(環境省：浄化槽委員会)

- 一、浄化槽送風機は停止後3日程で水質悪化することを踏まえ、公共用水域の水質保全の観点から、新設される浄化槽に対し、水質悪化がいち早く発見でき未然に防止できる送風機停止警報器の設置義務を省令化されたい

(国交省：浄化槽委員会)

- 一、持続可能な污水处理システム構築に向け、今後の污水处理施設整備は10年程度で概成を目指すとされていることから、浄化槽で速やかに整備されたい

(国交省、環境省、農水省：事業・下水道委員会)

- 一、最高裁判決・平成26年4月3日(伊万里市)にあるように、市町村は下水道整備による既存業者への影響を考慮し、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで一般廃棄物の適正処理の確保が必要であることから、合理化事業計画に基づく支援を強く指導されたい

(環境省：合理化適正委員会)

- 一、同一区域内で複数の業者に区域を定めず許可を与えると、責任が不明確になり、一般廃棄物の適正処理に支障をきたすため、廃掃法第7条第11項の規定を「一般廃棄物の収集を行う区域を定めることとし、その他、生活環境の保全上必要な条件を付することができる」とされたい

(環境省：合理化適正委員会)

一、最高裁判決・平成 26 年 1 月 28 日 (小浜市) で、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない」と明確になった事を踏まえ、市町村が不適切な新規許可・競争入札を行わないよう指導を徹底されたい

(環境省：循環資源委員会)

一、平成 27 年 5 月の下水道法改正の一部に下水道汚泥を燃料や堆肥として再生利用するよう努力義務が課せられたが、農地還元を前提としている農業集落排水処理施設から発生する余剰汚泥も同様に義務化されたい

(農水省、環境省：事業・下水道委員会)

一、下水道クイックプロジェクトにおいて一般化された工場製作型極小規模処理施設を整備するにあたり、ビルトイン型の汚泥脱水機と密閉型完熟発酵機を常設し、地域の資源循環処理施設とされたい

(国交省：事業・下水道委員会)

大会スローガン（案）

一、許可区域を定め、処理責任を明確にした業務により、適正業務、適正料金を推進する

一、適正処理を確保するため、下水道整備区域には合理化事業計画の策定を求める

一、不法・不当な新規許可を絶対阻止する

一、全国環整連水再生システムにより、全国新清掃・保守点検記録票で技術上の基準に従い、処理水質に責任を持ち、連携した作業を実施する

第 43 回全国大会 大会宣言

一般廃棄物の処理は、市町村がその責任において自ら実施すべき事業である。

そのうえ廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられてはおらず、一般廃棄物処理計画に基づく市町村長の許可により、需給状況の調整が図られる仕組みが設けられている。

我々は一致団結して、一般廃棄物処理計画を完全実施することをここに宣言する。

平成 29 年 10 月 28 日

全国環境整備事業協同組合連合会
第 43 回全国大会

大会運営についてのお問い合わせ



徳島県環境整備事業協同組合
全国大会実行委員会

〒771-1154 徳島県徳島市応神町東貞方字西川淵 87-2

TEL 088-641-6611

FAX 088-641-6622

